

# 被災医療提供施設の復旧・復興支援に係る取組みについて

【岩手県における医療提供施設の被災状況】 病院63施設 診療所143施設 歯科診療所135施設 薬局52施設  
(H23.9.1現在 医療推進課調べ)

## 1 国の一次補正に基づく取組み等

### (1) 被災地医療確保対策緊急事業・仮設診療所等整備（補助率：国10/10）

被災地域において、医療提供体制を迅速に確保するため、仮設診療所等の整備により当面の診療を確保するもの。

＜補助実施施設＞

病院3箇所、診療所15箇所、歯科診療所18箇所、巡回歯科診療車（台数調整中）

### (2) 医療施設等災害復旧費補助金

被災した一定の医療施設等について、復旧を行うもの。なお、東日本大震災により被災した公的医療機関にあっては、補助率が2/3に引き上げられたこと。

＜補助対象等の施設数＞

種別	県内の施設数	被災（補助対象）施設数	協議書提出施設数	補助率
県立病院・診療所	29	20	12	国2/3 県1/3
市町村立病院・診療所	40	15	6	国2/3 市町村1/3
日本赤十字社・済生会	4	2	0	国2/3 開設者1/3
病院群輪番制病院	15	13	5	国1/2 開設者1/2
在宅当番医制診療所	428	65	17	国1/2 開設者1/2

※全壊した医療機関について、その復旧に当たって移転新築を要する場合は、現在のところ補助対象外であること。なお、地震津波被害に伴う国庫補助制度の弾力的な制度運用については、国に要望をしているところ。

※国の災害復旧の対象とならない被災施設 病院22施設、診療所66施設、歯科診療所135施設、調剤薬局52施設

※国立病院については、本件における補助協議対象とならないことから、上表に計上していないものであること。（被災施設数3）

## 2 地域医療再生基金による取組み

国庫補助の対象施設・補助対象経費の拡充、地震津波被害に伴う国庫補助制度等の弾力的な制度運用を国に要望しているところであるが、並行して、県として主に沿岸被災地における被災医療施設に対する支援策を次のとおり検討しているところ。

### (1) 仮設診療所整備等の応急的な復旧支援（国庫補助対象外）

事業内容	対象施設（見込み）
仮設診療所の整備等に要する経費のうち、国の補助の対象外であるリース料等を負担するもの。（被災地医療確保対策緊急事業・仮設診療所等整備）	仮設診療所16施設、仮設歯科診療所14施設
被害が甚大な地域に、地元の医療機関以外が特に整備した仮設診療所の運営を支援するもの。	陸前高田市県医師会立仮設診療所
全壊した県立病院の仮設診療施設の整備について、国庫補助基準額を超える経費を負担するもの。	高田病院仮設診療施設、大槌病院仮設診療施設、山田病院仮設診療施設
被災医療機関の施設修繕及び機材の再取得等、応急的な診療再開に要する経費について支援するもの。（診療機能回復費補助）	診療所15施設、歯科診療所38施設

### (2) 災害復旧費補助に準じる復旧支援（国庫補助対象外）

事業内容	対象施設（見込み）
国の災害復旧費補助の対象とならない病院について、補助対象の拡充を図るもの。	民間病院4施設
被災した調剤薬局の機能回復等を図るもの。	調剤薬局52施設、仮設調剤薬局3施設
被災した県立病院について、機能回復のため、国の補助制度の対象とならない施設・設備の改修を行うもの。	県立病院2施設
保健医療型複合施設の整備について、地域医療提供体制の確保を図るため、施設整備費の一部を支援するもの。	鶴住居地区医療センター（仮称）

※対象施設数は、各事業の対象となる見込みの最大の施設数を記載していること。

### (3) 地域医療再生基金（前倒し交付分15億円）による取組み

(1)及び(2)に掲げる事業のうち、緊急的に機能回復を図るものについて別紙のとおり取り組む方針であること。

・国の第三次補正予算が成立した場合にあっては、当該予算による国庫補助等との整合性を図り、各事業の見直しを行うこと。

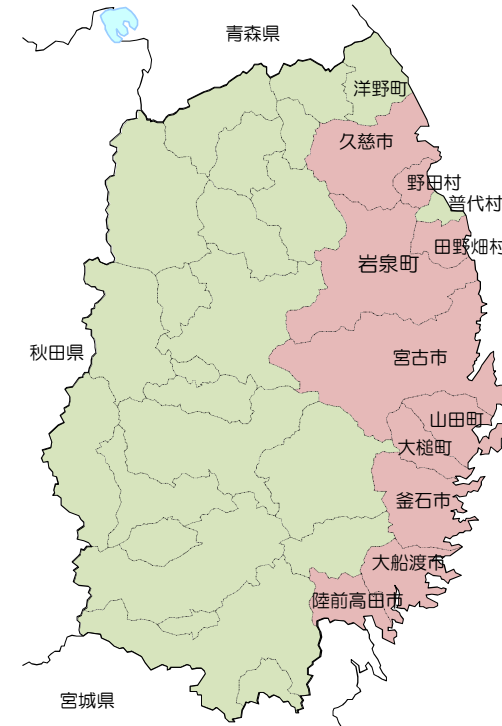
## 岩手県沿岸市町村の医療提供施設の被害状況及び復旧状況【H23.9.1現在】

注1) 医療提供施設の被害状況及び復旧状況は、平成23年9月1日現在で把握している最新の情報に基づき作成したもの。

注2) 「既存数」は、被災日における許可上の医療提供施設数（一般住民の診療を行っていない医療機関を控除した数）

注3) 病院、診療所、歯科診療所の「再開」とは、保険診療の再開を意味するもの。

注4) 調剤薬局の「再開（仮設）」とは、薬事法で調剤許可を得ている場所以外での調剤を意味するもの。



種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1					
診療所	3					
歯科診療所	5					
調剤薬局	2					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	3	2	2			
診療所	15					
歯科診療所	15	1	1			
調剤薬局	12					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1	1		1		
歯科診療所	1	1	1			
調剤薬局	2	2	2			

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1					
歯科診療所	1					
調剤薬局	1					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1					
歯科診療所	2	1			1	
調剤薬局	1					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1					
診療所	6	1	1			
歯科診療所	5					
調剤薬局						

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	4	2	2			
診療所	28	12	10	1		1
歯科診療所	24	13	10	1	1	1
調剤薬局	21	9	7			2

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	19	13	10	3	0	0
診療所	112	52	21	17	2	12
歯科診療所	109	60	21	15	12	12
調剤薬局	100	52	14	18	0	20

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1		1		
診療所	4	3		2		1
歯科診療所	5	5	1	2	1	1
調剤薬局	10	8		3		5

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1		1		
診療所	7	7		4	1	2
歯科診療所	6	6		4(※)		2
調剤薬局	6	6		5		1

※4人の歯科医師で1か所の仮設歯科診療所を運営

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	5	5	5			
診療所	13	7	2	3		2
歯科診療所	18	11	2	3	4	2
調剤薬局	16	7		3		4

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1	1			
診療所	24	12	6	3	1	2
歯科診療所	18	13	6	1	3	3
調剤薬局	20	11	5	3		3

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	2	1		1		
診療所	9	9	2	3		4
歯科診療所	9	9		4	2	3
調剤薬局	9	9		4		5

## 地域医療再生計画（緊急的医療機能回復分（15億円））（案）

## 地域医療再生基金の概要について

### ① 仮設診療所整備等の応急的な復旧支援（国庫補助対象外）

○ 仮設診療所の整備（仮設施設のリース・借上げ料）	70,528千円
○ 仮設診療所の運営に対する支援 ※ 被害が甚大な地域に、地元の医療機関以外が特に整備した仮設診療所を対象としているものであること	30,000千円
○ 被災県立病院仮設診療施設の整備（国庫補助基準額を超える部分） 対象＝高田、大槌、山田病院の仮設診療施設	491,608千円
○ 被災医療施設の応急的な機能回復（施設改修等）を支援 53診療所 補助率1/2	348,184千円
<b>計</b>	<b>940,320千円</b>

### ② 災害復旧費補助に準じる復旧支援（国庫補助対象外）

○ 被災医療提供施設の復旧を支援 4病院・40調剤薬局 補助率1/2	423,180千円
○ 県立病院の機能回復（施設改修）	136,500千円
<b>計</b>	<b>559,680千円</b>

**①+② 合計 1,500,000千円**

この計画の構成事業の実施については、国及び県内関係団体と協議し、必要に応じて見直すこともあり、最終的には、予算編成及び議会の審議を経て決定されることとなります。

また、事業費については、あくまで概算額であり、今後、詳細な設計等を踏まえて確定していくこととなります。

#### 1 地域医療再生臨時特例交付金（平成22年度補正予算）の概要

- (1) 対象地域 都道府県単位（三次医療圏）※一次、二次を含む広域医療圏
- (2) 対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
- (3) 計画期間 平成22年度～平成25年度
- (4) 予算総額 2,100億円（15億円×52地域、加算額1,320億円）

#### 2 交付金の算定方法

- (1) 基礎額：都道府県単位の三次医療圏を対象とした事業に15億円を交付する。
- (2) 加算額：医療機関の統合再編を伴う整備など、基礎額を超える事業費を要する事業に対し、120億円の範囲内で基礎額を超える額を交付する。

（加算額を含む計画を提出する場合の条件）

- ① 基金を交付する施設・設備整備事業については、基金交付額に加え、都道府県経費、事業者負担等の上乗せした事業規模とすることが望ましい。（Q&Aでは、基金交付額と同等程度であることを評価の目安としている。）
- ② 50億円を超える計画で、施設整備費として2億円以上が交付される医療機関は、対象となる医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行うこと。
- ③ 80億円を超える基金交付額を申請する計画は、病院の統合再編を行うこと。

- (3) 計画の評価：厚生労働省に設置する有識者による会議で行う。

#### 3 被災地に対する措置の内容

- ・震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県においては、平成23年11月16日（水）を目途に提出期限を延長することを可能とし、併せて交付額についてもそれぞれ交付要綱に定める上限（120億円）まで確保
- ・交付額として上限まで確保されたうち基礎額部分である15億円については、今後の医療再生の前提として、被災地の医療機能を回復するために緊急的に必要である場合については、前倒しして交付することを可能
- ・なお、50億円を超える計画の病床削減（2(2)②）及び80億円を超える計画の病院の統合再編（2(2)③）の条件は、従前のおり変更がないものであること

事業例）被災した医療機関の機能を回復するための施設、医療機器整備事業

被災地の医療機関で医師、看護師等を安定的に確保していくために必要な事業等

#### ※実施スケジュール（見込）

現時点で次のとおり想定されるが、できるだけ早期に資金交付が得られるよう、取り組んでいくこととする。

23年	6月	（被災3県以外）計画案の提出（計画案提出期限6/16）
	8月	（被災3県以外）有識者会議の開催・計画案の審査等（厚生労働省） 交付額内示
	8～9月	基礎額部分（15億円）に係る交付の検討、計画案の提出
	11月	全体分（120億円）に係る計画案の提出（計画案提出期限11/16）
		有識者会議の開催・計画案の審査等（厚生労働省） 交付額内示
	12月	計画の決定・交付申請（申請書提出期限12/28）
24年	1月	交付決定